

問 12 性的問題への予防的対応として、全入所児に対して導入しているプログラムについて以下のなかから当てはまるものすべてに○をつけてください。

- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| 1. セカンドステップ         | 2. CAP プログラム |
| 3. 安全委員会方式          | 4. 性教育       |
| 5. バウンダリーの学習を含めた性教育 | 6. その他( )    |
| 7. 特になし             |              |

問 13 性的問題行動を起こしている子どもに対して、導入しているプログラム・療法について以下のなかから当てはまるものすべてに○をつけてください。

- |                                     |                     |
|-------------------------------------|---------------------|
| 1. 性暴力の治療教育プログラム                    | 2. バウンダリーの学習を含めた性教育 |
| 3. 性教育                              | 4. フットプリント          |
| 5. 心理療法 <u>(問 13-1 の設問にお答えください)</u> |                     |
| 6. その他( )                           | 7. 特になし             |

問 13-1 問 13 で「4. 心理療法」を回答した方におたずねします。

①心理療法で行っているものについて以下のなかから当てはまるものすべてに○をつけてください。

- |                                      |                 |
|--------------------------------------|-----------------|
| 1. 一般的なプレイセラピー                       | 2. 一般的なカウンセリング  |
| 3. エクスポージャーや EMDR などトラウマケアを目的とした心理療法 |                 |
| 4. 箱庭・コラージュなどの芸術療法                   | 5. 動作法やリラクセーション |
| 6. 認知行動療法                            | 7. 集団心理療法       |
| 8. その他( )                            |                 |

問 14 虐待を受けて入所した児童の保護者に対して、虐待が再び起こらないように導入しているプログラムについて以下のなかから当てはまるものすべてに○をつけてください。

- |  |                       |
|--|-----------------------|
| 1. CSP(コモンセンス・ペアレンティング)                          | 2. MY TREE            |
| 3. SoSA(サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ)                     | 4. AP(アクティブ・ペアレンティング) |
| 5. Nobody's Perfect                              | 6. トリプル P             |
| 7. スターペアレンティング                                   | 8. 親業トレーニング           |
| 9. MCG(Mother and Child Group)                   | 10. 精研式ペアレント・トレーニング   |
| 11. FGC(Family Group Conference)                 | 12. 家族合同面接            |
| 13. 親グループ  | 14. 親子キャンプ            |
| 15. FLC のプロジェクト(FLC 安心とつながりの<br>コミュニティづくりネットワーク) | 16. その他( )            |
| 17. 特になし   |                       |

問15 性的虐待／性被害を受けた子どもを持つ保護者に対して、導入しているプログラムについて以下のなか当てはまるものすべてに○をつけてください。

- |  |                       |
|--|-----------------------|
| 1. CSP(コモンセンス・ペアレンティング)                          | 2. MY TREE            |
| 3. SoSA (サインス・オブ・セイフティ・アプローチ)                    | 4. AP(アクティブ・ペアレンティング) |
| 5. Nobody's Perfect                              | 6. トリプル P             |
| 7. スターペアレンティング                                   | 8. 親業トレーニング           |
| 9. MCG(Mother and Child Group)                   | 10. 精研式ペアレント・トレーニング   |
| 11. FGC(Family Group Conference)                 | 12. 家族合同面接            |
| 13. 親グループ  | 14. 親子キャンプ            |
| 15. FLC のプロジェクト(FLC 安心とつながりの<br>コミュニティづくりネットワーク) | 16. その他( )            |
| 17. 特になし   |                       |

問16 児童養護施設等の実践現場の実態をふまえたケア・ガイドラインに対する希望や要望があればご自由にお書きください。

19年度のガイドラインをお読み戴いている場合は、その使い勝手や、他に盛り込む必要があると考えられる内容等についてのご意見も、ぜひお願いいたします。

ご協力ありがとうございました。

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業)

研究課題「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」

分担研究「性的虐待を受けた子どもの中長期ケアの実態とあり方に関する研究」

研究課題「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究」

分担研究「性的虐待をうけた子どもと家族へのケアおよび援助枠組みに関する研究」

**児童養護施設等の実践現場の実態をふまえたケア・ガイドライン作成にかかる**

## **直接ケア担当者記入用 調査票**

### 1. 調査目的

本研究は、児童福祉領域における性的虐待の予防、対応、ケアの具体的な援助体系と援助手法の構築をめざしており、そのうち、性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアを担っている児童養護施設と情緒障害児短期治療施設のケアの実態をふまえ、また児童相談所のソーシャルワーク機能と連動したケア・ガイドラインを作成することを目的としています。

現時点では、全国の児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設における、性的虐待を受けて施設入所した子ども及び疑いのある子ども、性暴力被害を受けた子どもを対象とした、①子どもが安心・安全に生活できる環境づくり、②子どもの性的な問題行動を予防し、起こったときに適切に対応するための援助手法、③入所から退所後に至る援助過程において児童相談所を中心とした関係機関との連携などを軸にケア・ガイドラインを検討しているところであり、その作成にあたって、実践現場の実態及びニーズを調査するものです。

### 2. 調査対象

全国の児童養護施設568施設及び情緒障害児短期治療施設33施設

### 3. 調査期間

平成21年9月～10月

### 4. 調査内容

直接ケアを担当されている方にご記入をお願いします。

できれば、幼児、小学校低学年、小学校高学年、中学生、高校生以上の年齢別に担当している方5名にご記入いただければ幸いです。

- ・ 年齢別児童へのケア及び生活環境について
- ・ 入所の受け入れ体制について
- ・ 施設全体のケア体制について
- ・ ケア・ガイドランに対する要望について

### 5. 調査結果の報告

平成21年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業)「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」および「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究」報告書等において報告します。

### 6. 調査の問い合わせ

大阪教育大学教育学部 岡本正子

Tel:072-978-3409(ダイヤルイン) E-mail; mokamoto@cc.osaka-kyoiku.ac.jp

関西福祉大学社会福祉学部 八木修司

Tel:0791-46-2808(ダイヤルイン) E-mail; yagi@kusw.ac.jp

## 基本情報について

問1 あなたが主に担当している子どもの年齢は次のうちどれですか。当てはまるもの一つを選び○をつけてください。

1. 幼児 2. 小学校低学年 3. 小学校高学年 4. 中学生 5. 高校生以上

## 年齢別児童へのケア及び生活環境について

問1で答えた「あなたが主に担当している年齢の子どものケア及び生活環境についておしえてください。

問2 就寝する居室について以下のなかから当てはまるもの一つを選び○をつけてください。

1. 男女別に棟や階そのものを分けている
  2. 棟や階は同じであるが男女のブロックに分けている
  3. 部屋は男女別にしているが、ブロック分けではなく行き来ができる形になっている
  4. 部屋も男女同室である
  5. その他( )

問3 施設内のトイレについて以下のなかから当てはまるもの一つを選び○をつけてください。

- 完全に男女別になっている
  - 一部男女共有部分がある
  - 男女別になっていない
  - その他( )

問4 お風呂について以下のなかから当てはまるもの一つを選び〇をつけてください。

1. 男女で使用する風呂が別になっており、風呂の位置も離れている。男女別に入浴。
  2. 男女で使用する風呂は別になっているが、風呂の位置は近接している。男女別に入浴。
  3. 使用する風呂は男女共有であり、時間帯で分けるなどして男女別に使用している。
  4. 使用する風呂は男女共有であり、適宜男女別に入浴する。
  5. 使用する風呂は男女共有であり、男女一緒に入浴する。
  6. その他( )

問5 入浴介助の態勢について以下のなか当てはまるもの一つを選び○をつけてください。

1. 職員が入ることはない。子どもだけで入る。
  2. 必要時は同性の職員のみが着衣で入浴する。
  3. 必要時は同性の職員のみが裸で入浴する。
  4. 必要時は異性の職員も着衣で入浴する。
  5. 必要時は異性の職員も裸で入浴する。
  6. その他( )

**問6 洗濯場について以下のなか当てはまるもの一つを選び○をつけてください。**

1. 男女で使用する洗濯場が別になっており、位置も離れている。
2. 男女で使用する洗濯場は別になっているが、位置は近接している。
3. 使用する洗濯場は男女共有であり、時間帯で分けるなどして男女別に使用している。
4. 使用する洗濯場は男女共有であり、適宜男女別に使用する。
5. 使用する洗濯場は男女共有であり、男女一緒に使用している。
6. その他( )

**問7 建物内で職員の目の届きにくい場所（死角）となる場所の把握について以下のなか当てはまるもの一つを選び○をつけてください。**

1. 施設内に予め認識している死角がある
2. 問題が起きたことで認識した死角がある(例 )
3. 施設内に死角は存在しない
4. その他( )

**問8 平日で生活支援上問題が生じやすい時間帯について以下のなか当てはまるものすべてに○をつけてください。**

- |                 |             |                  |
|-----------------|-------------|------------------|
| 1. 起床時から洗面まで    | 2. 朝食時      | 3. 登校への送り出し中     |
| 4. 学校での授業中      | 5. 学校での休み時間 | 6. 下校して施設に帰ってきた時 |
| 7. 宿題をする時       | 8. 午後の自由時間  | 9. 心理療法への送迎時     |
| 10. グループワークなどの時 | 11. 心理治療時   | 12. 夕食時          |
| 13. 夕食後の自由時間    | 14. 夕食後の学習時 | 15. 就寝準備時        |
| 16. 就寝時         | 17. 就寝後の夜間  |                  |
| 18. その他( )      |             |                  |

**問8-1 性的問題が生じやすい時間帯について以下のなか当てはまるものすべてに○をつけてください。**

- |                 |             |                  |
|-----------------|-------------|------------------|
| 1. 起床時から洗面まで    | 2. 朝食時      | 3. 登校への送り出し中     |
| 4. 学校での授業中      | 5. 学校での休み時間 | 6. 下校して施設に帰ってきた時 |
| 7. 宿題をする時       | 8. 午後の自由時間  | 9. 心理療法への送迎時     |
| 10. グループワークなどの時 | 11. 心理治療時   | 12. 夕食時          |
| 13. 夕食後の自由時間    | 14. 夕食後の学習時 | 15. 就寝準備時        |
| 16. 就寝時         | 17. 就寝後の夜間  |                  |
| 18. その他( )      |             |                  |

問9 問題が起こったときの緊急分離について以下のなかから当てはまるもの一つを選び○をつけてください。

1. 日常で使っていない、専用に使用できる個室が複数ある
2. 日常で使っていない、専用に使用できる個室が一つある
3. 静養室等、日常でも使用しているが緊急時には対応できる個室がある
4. 対応できる個室がなく、宿直室や居室調整等でやりくりして対応している
5. 対応できる個室がなく、緊急分離はできない
6. その他( )

問10 子どもの居室について以下のなかから当てはまるもの一つを選び○をつけてください。

1. 完全な個室である
2. 2人部屋である
3. 3~4人部屋である
4. 5~7人部屋である
5. 8人以上の部屋である

問11 問10で2~5番を回答した方におたずねします。

複数人居室での就寝時の寝具について以下のなかから当てはまるもの一つを選び○をつけてください。

1. 一人ずつ独立したベッドや布団があり、ベッド・布団の間は相当の距離や遮断物で明確に分離されている
2. 一人ずつ独立したベッドや布団であるが、ベッド・布団の間は多少の距離のみで近接(2段ベッドを含む)
3. 一人ずつ独立したベッドや布団であるが、ベッド・布団の間は距離なくくっついている
4. 一人ずつ独立したベッドや布団の状態でない

性的被虐待児・性暴力被害児、性的問題行動のある児童の場合に特に配慮や工夫されていることがあればご記入下さい。

問12 子どもの持ち物の管理について以下のなかから当てはまるもの一つを選び○をつけてください。

1. 他児が触れない(施錠、職員管理等)区別されたスペースで個人の持ち物を管理
2. 他児と物理的に区別されたスペース(その子だけの引き出しやタンス等)で持ち物を管理
3. 持ち物は他児との共有スペースで管理(名前シール等でスペースの区別はしているが、他児の目に常に触れる)
4. 持ち物は他児との共有スペースで管理(物理的スペースとしては個人の区別がない)

性的被虐待児・性暴力被害児、性的問題行動のある児童の場合に特に配慮や工夫されていることがあればご記入下さい。

問13 子どもの担当職員について以下のなかから当てはまるもの一つを選び○をつけてください。

1. 同性職員を担当にしている
  2. 主担・副担のどちらかには同性職員がつく
  3. 特に同性職員にするという方針はない

性的被虐待児・性暴力被害児、性的問題行動のある児童の場合に特に配慮や工夫されていることがあればご記入下さい。

問14 日常的な連絡体制（引き継ぎ等）について教えて下さい。

問14-1 引き継ぎの実施について当てはまるもの一つを選び〇をつけてください。

- 引き継ぎの時間を決めて、職員が参加して実施している
  - 引き継ぎの時間は特に定めていないが、必要に応じて実施している
  - 引き継ぎは記録や日誌によるもので行っている
  - 引き継ぎは行っていない
  - その他( )

問 14-2 問 14-1 で 1 と 2 を回答した方におたずねします。

①引き継ぎ時の参加者について以下のなかから当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 施設長      2. 管理職職員      3. 児童指導員      4. 心理担当職員  
5. その他(                )

②毎回の引き継ぎに要する平均時間は何分くらいですか。 ( ) 分

## ■ ■ ■ 入所の受け入れ体制について ■ ■ ■

問15 児童の受け入れ前に行っていることについて以下のなかから当てはまるものすべてに○をつけてください。

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 施設での生活面の準備          | 2. 児童相談所とのケース協議       |
| 3. 学校に関する手続き           | 4. 学校とのケース協議          |
| 5. 施設内でのケース協議(心理職員不参加) | 6. 施設内でのケース協議(心理職員参加) |
| 7. 在園児童に対する説明          | 8. 入所予定の児童との面会        |
| 9. 保護者との協議             | 10. 事前の施設見学           |
| 11. その他( )             |                       |

問16 受け入れについて新入所児童に行っている説明内容について以下のなかから当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 施設設備の概要(居室等)
  2. 施設生活のルール
  3. 日課(衣食住に関することなど)／行事
  4. 面会の方法(外出／外泊等)
  5. 通信の方法(電話／手紙等)
  6. 入所理由・目的に関する整理／確認
  7. 今後の見通し(引取り等)
  8. 学校に関すること
  9. 相談の窓口(担当者／児童相談所の担当者／心理担当職員等)
  10. 権利ノート
  11. その他( )

問 17 子どもの入所前の処遇検討会議について当てはまるもの一つを選び○をつけてください。

1. 必ず実施している 2. 必要なケースのみ実施している 3. 実施していない

問 18 入所後の処遇検討会議について当てはまるもの一つを選び○をつけてください。

1. 必ず実施している(入所後 ケ月後) 2. 不定期に実施している 3. 実施していない

問 19 心理担当職員、基幹的職員、外部専門家、児童相談所との連携や助言・指導等の実施状況について以下の各項目で当てはまるものそれぞれ一つを選び○をつけてください。

①心理担当職員との連携協議

1. 定期的に実施(頻度 ケ月に 回) 2. 必要に応じて実施 3. 実施していない

②基幹的職員からの助言

1. 定期的に実施(頻度 ケ月に 回) 2. 必要に応じて実施 3. 実施していない

③外部専門家からのスーパーバイズ

1. 定期的に実施(頻度 ケ月に 回) 2. 必要に応じて実施 3. 実施していない

④児童相談所との連携

1. 定期的に会議を実施(頻度 ケ月に 回) 2. 必要に応じて会議を実施

3. 電話等で連絡/相談 4. その他( )

問 20 新しく入所した子どもについてアセスメント(子どもの状態の調査・情報の収集など)を行っていますか。当てはまるもの一つを選び○をつけてください。

1. 行っている(問 21 の設問にお答えください) 2. 行っていない

問 21 問 20 で「1. 行っている」と回答した方におたずねします。

①アセスメントに要する期間について以下のの中から当てはまるもの一つを選び○をつけてください。

1. 1~2週間 2. 3~4週間 3. 2~3ヶ月 4. 4~5ヶ月 5. 6ヶ月以上

②子どもに対するアセスメント内容について以下のの中から当てはまるものすべてに○をつけてください。

- |                               |                  |            |
|-------------------------------|------------------|------------|
| 1. 生育歴                        | 2. 家庭環境(家族関係を含む) | 3. 家族歴     |
| 4. 子ども本人の意向(入所することへの受けとめ方を含む) | 5. 家族の意向         |            |
| 6. 学校での様子                     | 7. 児童の性格/行動上の特徴  | 8. 基本的生活習慣 |
| 9. その他( )                     |                  |            |

問 22 自立支援計画を立てるに当たって、協議に参加する職種について当てはまるものすべてに○をつけてください。特に中心になって作成している職種に◎をつけてください。

1. 担当職員 2. 家庭支援専門相談員 3. 個別対応職員 4. 基幹的職員  
5. 管理職員 6. 心理担当職員

問 23 自立支援計画の職員間での共有について当てはまるものに○をつけてください。

1. 共有している 2. 共有していない

問 24 自立支援計画の評価・見直しについて当てはまるもの一つを選び○をつけてください。

1. 定期的に行っている 2. 行っているが定期的ではない 3. 行っていない

問25 施設内での暴力・性的加害／被害が生じた際の対応マニュアルの作成について当てはまるものに○をつけてください。

1. 作成している    2. 作成中    3. 作成していない

### ■■■■■施設全体のケア体制について■■■■■

問26 現在、次の取り組みや配慮についてどの程度おこなわれていますか。各項目で当てはまるもの一つを選び○をつけてください。

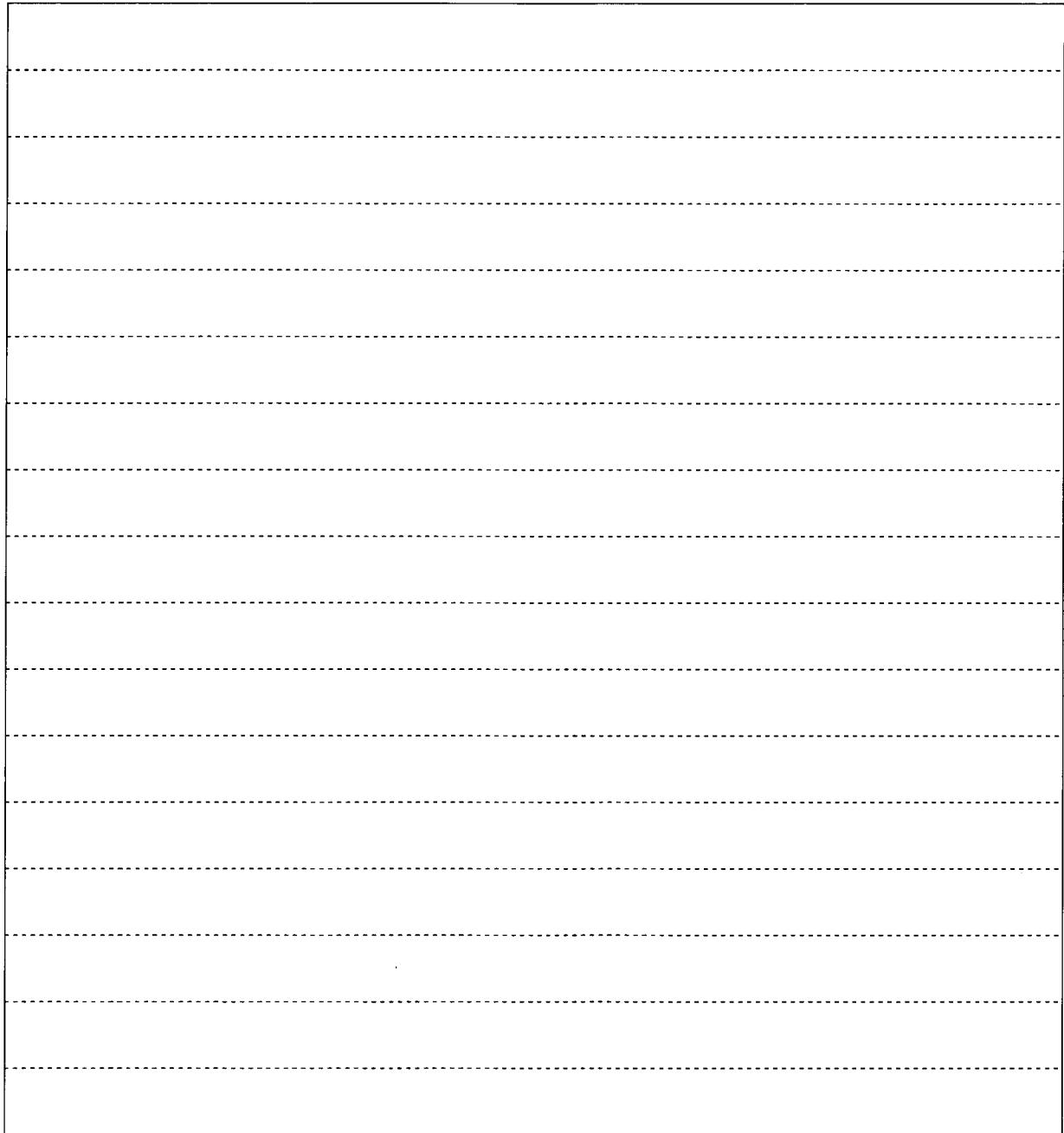
	取り組み及び配慮	(低い)←実施度→(高い)				
施設構造や体制	男女完全分離となっている就寝時の居室	1	2	3	4	5
	男女完全分離となっているトイレの配置	1	2	3	4	5
	男女完全分離となっているお風呂	1	2	3	4	5
	入浴介助での職員の同性介助	1	2	3	4	5
	男女完全分離の洗濯	1	2	3	4	5
	職員の目の届かない場所(死角)をなくす	1	2	3	4	5
	子どもの持ち物の管理	1	2	3	4	5
	施設内での本やTV視聴について、過剰な性情報への配慮	1	2	3	4	5
	異性など人目のある場所での服装や着衣状況への配慮	1	2	3	4	5
	身体的接触についての配慮(児童-児童間、職員-児童間)	1	2	3	4	5
子どもの支援	子どもの担当職員を同性にする	1	2	3	4	5
	問題が生じやすい時間帯に対応した職員配置	1	2	3	4	5
	受け入れ前のアセスメント	1	2	3	4	5
	新入所児童への説明	1	2	3	4	5
	入所前の処遇検討会議	1	2	3	4	5
	入所後の処遇検討会議	1	2	3	4	5
	心理担当職員との連携協議	1	2	3	4	5
	基幹的職員からの助言	1	2	3	4	5
	外部専門家からのスーパーバイズ	1	2	3	4	5
	児童相談所との連携	1	2	3	4	5
専門的プログラム	自立支援計画内容の職員間の共有	1	2	3	4	5
	自立支援計画の評価・見直し	1	2	3	4	5
	施設内での暴力・性的加害／被害への対応マニュアルの作成	1	2	3	4	5
	性的問題への予防的対応として、子ども集団に対するプログラムの導入	1	2	3	4	5
	性的虐待／性暴力被害を受けた子どもに対するプログラム・療法の導入	1	2	3	4	5

問27 次の取り組みについてどの程度必要があると考えられますか。各項目で当てはまるもの一つを選び○をつけてください。

	取り組み及び配慮	(低い)←必要度→(高い)				
施設構造や体制	男女完全分離となっている就寝時の居室	1	2	3	4	5
	男女完全分離となっているトイレの配置	1	2	3	4	5
	男女完全分離となっているお風呂	1	2	3	4	5
	入浴介助での職員の同性介助	1	2	3	4	5
	男女完全分離の洗濯	1	2	3	4	5
	職員の目の届かない場所(死角)をなくす	1	2	3	4	5
	子どもの持ち物の管理	1	2	3	4	5
	施設内での本やTV視聴について、過剰な性情報への配慮	1	2	3	4	5
	異性など人目のある場所での服装や着衣状況への配慮	1	2	3	4	5
	身体的接触についての配慮(児童-児童間、職員-児童間)	1	2	3	4	5
子どもの支援	子どもの担当職員を同性にする	1	2	3	4	5
	問題が生じやすい時間帯に対応した職員配置	1	2	3	4	5
	受け入れ前のアセスメント	1	2	3	4	5
	新入所児童への説明	1	2	3	4	5
	入所前の処遇検討会議	1	2	3	4	5
	入所後の処遇検討会議	1	2	3	4	5
	心理担当職員との連携協議	1	2	3	4	5
	基幹的職員からの助言	1	2	3	4	5
	外部専門家からのスーパーバイズ	1	2	3	4	5
	児童相談所との連携	1	2	3	4	5
専門的プログラム	自立支援計画内容の職員間の共有	1	2	3	4	5
	自立支援計画の評価・見直し	1	2	3	4	5
	施設内の暴力・性的加害／被害への対応マニュアルの作成	1	2	3	4	5
	性的問題への予防的対応として、子ども集団に対するプログラムの導入	1	2	3	4	5
	性的虐待／性暴力被害を受けた子どもに対するプログラム・療法の導入	1	2	3	4	5

問 28 児童養護施設等の実践現場の実態をふまえたケア・ガイドラインに対する希望や要望があればご自由にお書きください。

19年度のガイドラインをお読み戴いている場合は、その使い勝手や、他に盛り込む必要があると考えられる内容等についてのご意見も、ぜひお願ひいたします。



ご協力ありがとうございました。

平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金

(政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業))

子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究

—性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究—

柳澤 正義 日本子ども家庭総合研究所、研究代表者

岡本 正子 大阪教育大学、研究分担者

八木 修司 関西福祉大学、情緒障害児短期治療施設班責任者

## 性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン【試案】

〈児童養護施設・情緒障害児短期治療施設版〉

平成 22 年 3 月

# 目 次

## ケア・ガイドライン 基礎編

<b>第1章 はじめに</b> ······	4
1 性的虐待を受けて施設に入所した子どものケア・ガイドラインの必要性 ······	4
2 本ガイドラインの視点及び立脚点 ······	4
 <b>第2章 実態調査から見る現状と課題</b> ······	7
1 調査目的 ······	7
2 調査対象及び調査方法 ······	7
3 調査結果（概要） ······	7
4 実態調査結果から見える課題 ······	14
 <b>第3章 性的虐待・性暴力被害を受けた子ども及び性的問題行動のある子どもの理解</b> ······	15
1 子どもへの性的虐待・性暴力被害 ······	15
2 性的問題行動 ······	20
 <b>第4章 施設ケアと支援</b> ······	26
1 安全・安心して生活できる環境の整備 ······	26
2 性的虐待を受けた子どものケア ······	37
3 児童福祉施設における性教育 ······	48
4 家族への支援・関係つくり ······	55
5 自立に向けて ······	56
 <b>第5章 入所～退所に向けて</b> ······	66
1 入所初期の対応 ······	66
2 中・長期的ケア ······	68
3 問題発生時の対応－性的虐待の判明や、子ども間の性的問題の発生 ······	69

## ケア・ガイドライン 実践編

ケアガイドライン・チェックリスト ······	82
STEP1 子どもが安全・安心して生活できる生活環境（居場所）をつくる ······	84
STEP2 子どもの再被害や問題行動を予防し健全な発達を支援する 組織としての対応体制の確立と家族へ支援 ······	88
STEP3 子どもや家族の個別課題を理解し、施設内で組織的アプローチや 外部の関係機関と援助連携を図る ······	91

## ケア・ガイドライン 基礎編

### 第1章 はじめに

#### 1 性的虐待を受けて施設に入所した子どものケア・ガイドラインの必要性

##### (1) 児童相談所における性的虐待相談対応の状況

性的虐待は、虐待を受けた子どもが長期に深刻な影響を受ける重度の虐待であるにもかかわらず、性被害ゆえに子どもが自ら告白しにくく、発見が難しい。

しかし、全国児童相談所の児童虐待相談対応件数が年々増加している中、地域の関係機関や民間団体の児童虐待防止の取り組みにより、性的虐待も顕在化し始め、児童相談所における対応件数は増加傾向にある。

表1-1 全国児童相談所の児童虐待相談対応件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
平成16年度	14,881(44.5%)	1,048(3.1%)	5,216(15.6%)	12,263(36.7%)	33,408(100%)
平成17年度	14,712(42.7%)	1,052(3.1%)	5,797(16.8%)	12,911(37.5%)	34,472(100%)
平成18年度	15,364(41.2%)	1,180(3.2%)	6,414(17.2%)	14,365(38.5%)	37,323(100%)
平成19年度	16,296(40.1%)	1,293(3.2%)	7,621(18.8%)	15,429(38.0%)	40,639(100%)
平成20年度	16,343(38.3%)	1,324(3.1%)	9,092(21.3%)	15,905(37.3%)	42,664(100%)

##### (2) 児童養護施設等における性的虐待を受けた子どもへのケアの実態

性的虐待を受けた子どもの再被害を防ぐため、児童相談所は、子どもが受けた被害事実を聞き取り、虐待者や非加害親をアセスメントした結果、家庭から分離する必要がある場合、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設等へ入所措置をとることが多い。そのため、子どもへの中長期的ケアを担う児童養護施設では、性的虐待を受けた影響による子どもの行動や症状、性に関する問題への対応に困難を感じていることが多い。

平成19年度に全国の児童養護施設を対象に行った実態調査では、性的虐待を受けた子どもに見られた行動や症状のうち、施設職員が援助する際に対応困難だとするのは、「子ども同士での性被害・加害」「パニック（自分をコントロールできない状態）」「子ども同士の性関係（逸脱した恋愛関係）」「攻撃性・暴力性の問題」「登校しぶり・不登校」であった。

また、平成20年度に行った実態調査では、性的虐待を受けた子ども以外にも、特にネグレクトや身体的虐待を受けた子どもに性に関する問題を示す子どもがいた。また、入所後に性的虐待を受けていたことが発覚した際の対応や、家庭における性的虐待のみならず、性的被害を受けた子どもへの対応が困難であると考える施設職員が多かった。

#### 2 本ガイドラインの視点及び立脚点

##### (1) 子どもの性的虐待の定義を巡る用語の整理

「子どもの性的虐待」の定義に関しては、現在でも多くの考え方があり、その中でも特に、虐待者（加害者）をどこまで含めるかについては、立場により違いがある。

例えば、米国のNCTSN(The National Child Traumatic Stress Network)の定義では、子どもの性的虐

待は「加害者が性的刺激を得るために用いられる、子どもと成人或いは子どもと年長の子どもとの間におこるなんらかの関係」で、接触する行為(触れるから性交まで)と、接触しない行為(加害者が子どもの前で性器を露出することや、子どもの裸を見る・撮影することに快感を得る)があると説明されている。さらに加害者の関係の持ち方として、身体的暴力を用いないこともよくあり、子どもを巻き込み沈黙を続けさせるために、遊びやごまかし・脅しなどの手段が用いられると述べられている。

すべての子どもには「性の権利」があり、子どもの「性的虐待」を「性の権利侵害」と捉えた場合や、性被害を受けた子どものケアの観点からは、上記のように加害者を「保護者」に限定せず広く捉える考え方が自然と考えられる。

そのような状況を踏まえた中で、このガイドラインにおける「性的虐待」は、児童虐待の防止等に関する法律の定義に基づいて用い、それ以外の「性の権利侵害」の事象に関しては、「性暴力被害」の用語を用いている。

#### 児童虐待の防止等に関する法律の性的虐待の定義

「保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。)が、その監護する児童(18歳未満)に対して行う行為」で、「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」

#### (2)本ガイドラインの立脚点と策定の経緯

本ガイドライン策定にあたっては、当初「性的虐待を受けた子ども及び性的虐待を受けた疑いの子ども」を対象としていた。しかしその子ども達へのケアを考えるために行った平成19年度、20年度の調査から、児童養護施設や情緒障害児短期治療施設における重点課題のひとつに「性に関連する課題」があり、その中でも「性的問題行動」への対応が困難との実態が明らかになった。

性的虐待・性暴力被害を受けた子どもは、「性の健康発達」に課題があるが、必ずしも性的問題行動や不適切な性的行動を伴うものではない。また、性的問題行動を呈する子どもの背景に必ずしも性被害体験があるのでもない(詳細は第3章2節参照)。

しかし、施設において「性的問題行動」を呈する子どもに関する先行調査から、その背景に、以前の性被害体験や、ネグレクト、身体的虐待、DV目撃などの体験がケアされずに過ぎ、その影響として性的問題行動を呈する子どもが一定存在するという実態もある。

また、集団で生活する施設においては、暴力や性的問題行動・自傷行為など、一人の子どもの問題が容易に集団に波及するため、課題のある子どものケアは、その子ども自身のみを対象とすることではなく、集団への対応・ケアが必要となる。

その中でも性的な問題は、「性」が絡むためにスタッフの感情や意識を揺さぶり、職員間内で対応の一貫性が揺れやすい問題である。また対人関係のあり方とも関連が深い問題であるために、他者とのバウンダリー(境界)が育ちの中で十分に確立されていない子どものいる集団では、一人の子どもから集団全体へと問題の波及がおこりやすい側面を持っている。

このような状況および、19年度、20年度の実態調査の結果を踏まえ、本ガイドラインの立脚点は、性的虐待・性暴力被害を受けた子どもを主とした対象にすえながら、性的問題行動を呈する子どもへのケア・対応をも含むものとなっている。またそれが効果的に行われるためには、子ども集団が安定しており、健康な文化が育まれることが重要となるため、施設に入所しているすべての子どもの「性の権利」「性の健康発達」への支援にも言及し、施設が子どもとスタッフ両者にとって安全・安心な環境であることに関する内

容も含んでいる。

以上をまとめると、本ケア・ガイドラインは、①性的虐待を受けて入所した子ども、②入所後に性的虐待を受けていたことが発覚した子ども、③性的虐待を受けた疑いのある子ども、④性暴力被害を受けた子ども⑤性暴力被害を受けた疑いのある子どもを対象とし、子どもたちが施設で安心・安全に生活できる環境づくり、子どもの性的な問題や他の問題を予防し、また起こったときに適切に対応するための留意事項と手法、入所から退所に至る過程における児童相談所を中心とする関係機関と連携した援助手法をコンセプトにした内容になっている。

## 第2章 実態調査から見る現状と課題

### 1 調査目的

児童養護施設と情緒障害児短期治療施設のケアの実態をふまえ、また児童相談所のソーシャルワーク機能と連動したケア・ガイドラインを作成するため、全国の児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設における、性的虐待を受けて（疑いも含む）施設入所した子ども、性暴力被害を受けた子どもを対象とした、①子どもが安心・安全に生活できる環境づくり、②子どもの性的な問題行動を予防し、起こったときに適切に対応するための援助手法、③入所から退所後に至る援助過程において児童相談所を中心とした関係機関との連携など、実践現場の実態及びニーズを把握することを目的に調査を実施した。

### 2 調査対象及び調査方法

全国の児童養護施設 568 施設及び情緒障害児短期治療施設 33 施設、合計 591 施設を調査対象とし、質問紙の郵送法により、平成 21 年 9 月から同年 12 月を調査期間として実施した。

各施設には、施設代表者を対象とする質問紙を 1 部と、直接ケア担当者を対象とする質問紙を 5 部送付した。施設代表者には、「施設の基本情報について」「性的虐待もしくは性暴力被害を受けた子どもの状況」「家庭内性的虐待もしくは性暴力被害を受けた児童を視野に入れたケア体制について」「専門的プログラムの導入について」「ケア・ガイドラインに対する要望について」などを、直接ケア担当者には、幼児、小学校低学年、小学校高学年、中学生、高校生以上の年齢別の担当者への記入を依頼し、「施設の基本情報について」「年齢別児童へのケア及び生活環境について」「入所の受け入れ体制について」「施設全体のケア体制について」「ケア・ガイドランに対する要望について」などをきいた。

回答数および回答率は、施設代表者からは児童養護施設 568 施設中 234 施設（回収率 41.9%）、情緒障害児短期治療施設 33 施設中 20 施設（回収率 60.6%）であり、合わせて 254 施設（回収率 43.0%）の回答を得た。また、直接ケア担当者からは両施設種別合わせて 1070 件の回答を得た。

### 3 調査結果（概要）

#### （1）施設代表者への調査結果

調査結果の概要は以下のとおりである。

- 回答者の役職のうち、最も多かったのは「施設長」の 95 施設（37.4%）で、次いで「主任指導員」の 36 施設（14.2%）、「副施設長」の 32 施設（12.6%）であった。
- 配置している職種に関する回答のあった 235 施設のうち、最も多かったのは「家庭支援専門相談員」の 225 施設（95.7%）で、次いで「個別対応職員」の 224 施設（95.3%）であった。
- 家族への支援を主に担っている職員の職種に関する回答のあった 235 施設のうち、最も多かったのは「家庭支援専門相談員」の 214 施設（91.1%）で、次いで「その他」の 70 施設（29.8%）、「個別対応職員」の 68 名（28.9%）であった。
- 調査時点までの性的虐待（含む性暴力被害）事例の在籍の有無に関する回答のあったうち、「在籍したことがある」が 209 施設（82.3%）、「在籍したことない」が 24 施設（9.4%）であった。
- 施設内での暴力・性的加害／被害が生じた際の対応マニュアルの作成に関する回答のあったうち、「作成している」が 57 施設（22.4%）、「作成中」が 35 施設（13.8%）との回答であり、両方

を合計（36.2%）しても、「作成していない」124施設（48.8%）のほうが多い結果であった。

- ・ 家庭内性的虐待を理由に入所する子どもに対して、入所前に実施していることに関する回答のあった223施設のうち、最も多いかったのは「児童相談所に、家庭内性的虐待の内容と子どもに与えた影響について確認する」の210施設（94.2%）で、次いで「児童相談所に確認した家庭内性的虐待の内容や子どもに与えた影響について担当職員で情報を共有する」の208施設（93.3%）、「児童相談所に、虐待者や家族の面会等の制限について確認する」の206施設（92.4%）であった。
- ・ 入所前に、受けいれにあたって施設内で工夫されていることに関する回答のあった237施設のうち、最も多いかったのは「部屋等、他児との関係における配慮について協議する」の181施設（76.4%）で、次いで「心理療法の必要性について検討する」の180施設（75.9%）、「具体的対応方法について施設内で協議する」の162施設（68.4%）であった。
- ・ 入所後に、家庭内性的虐待を受けていたことが発覚した場合の子どもへの事実確認に関する回答のあった204施設のうち、最も多いかったのは「施設で事実確認した状況を児童相談所に報告する」の171施設（83.8%）で、次いで「施設で担当職員が子どもに確認する」の79施設（38.7%）、「施設で事実確認をせずに、児童相談所に連絡して児童相談所が事実確認をする」の22施設（10.8%）であった。
- ・ 入所後に、家庭内性的虐待を受けていたことが発覚し、子どもへの事実確認後、虐待者への告知や面会の制限などの保護者対応に関する回答のあった201施設のうち、最も多かったのは「児童相談所と、保護者の面会の制限について協議する」の156施設（77.6%）で、次いで「児童相談所が保護者に虐待事実を告知する」の119施設（59.2%）、「施設が保護者に虐待事実を告知する」の11施設（5.5%）であった。
- ・ 家庭内性的虐待事例（保護者が加害者）の家族再統合の考え方に関する回答のあったうち、最も多かったのは「家庭内性的虐待の家族再統合は、原則として加害者との同居は考えない」の104施設（40.9%）で、次いで「加害者が指導・治療を受けた場合は、加害者を含んだ家族再統合を考える」の69施設（27.2%）、「わからない」の19施設（7.5%）であった。
- ・ 家庭内性的虐待事例での家族支援を主に担っている人の職種に関する回答のあった218施設のうち、最も多いかったのは「家庭支援専門相談員」の191施設（87.6%）で、次いで「担当者（指導員、保育士など）」の137施設（62.8%）、「児童相談所担当者」の111施設（50.9%）であった。
- ・ 家庭内性的虐待の家族支援の内容に関する回答のあった207施設のうち、最も多いかったのは「虐待対応としての面会・外泊の調整」の182施設（87.9%）で、次いで「子どもと家族との関係整理・修復」の160施設（77.3%）、「性的虐待についての整理」の108施設（52.2%）であった。
- ・ 性的虐待・性暴力被害を受けた子どもに対して、導入しているプログラム・療法に関する回答のあった219施設のうち、最も多いかったのは「心理療法」の178施設（81.3%）で、次いで「性教育」の104施設（47.5%）、「その他」の14施設（6.4%）であった。
- ・ 心理療法で行っているものに関する回答のあった183施設のうち、最も多いかったのは「一般的なカウンセリング」の143施設（78.1%）で、次いで「一般的なプレイセラピー」の142施設（77.6%）、「箱庭・コラージュなどの芸術療法」の106施設（57.9%）であった。
- ・ 性的問題への予防的対応として、全入所児に対して導入しているプログラムに関する回答のあった232施設のうち、最も多いかったのは「性教育」の140施設（60.3%）で、次いで「特になし」の54施設（23.3%）、「CAPプログラム」の46施設（19.8%）であった。

- ・ 性的問題行動を呈している子どもに対して、導入しているプログラム・療法に関する回答のあった 207 施設のうち、最も多いかったのは「心理療法」の 116 施設 (56.0%) で、次いで「性教育」の 113 施設 (54.6%)、「特になし」の 29 施設 (14.0%) であった。
- ・ 虐待を受けて入所した児童の保護者に対して、虐待が再び起こらないように導入しているプログラムに関する回答のあった 203 施設のうち、最も多いかったのは「特になし」の 136 施設 (67.0%) で、次いで「家族合同面接」の 37 施設 (18.2%)、「CSP」の 12 施設 (5.9%) であった。
- ・ 性的虐待／性被害を受けた子どもを持つ保護者に対して、導入しているプログラムに関する回答のあった 197 施設のうち、最も多いかったのは「特になし」の 160 施設 (81.2%) で、次いで「家族合同面接」の 24 施設 (12.2%)、「その他」の 10 施設 (5.1%) であった。

## (2) 直接ケア担当者への調査結果

- ・ 担当している子どもの年齢に関する回答のあったうち、最も多いかったのは「中学生」の 237 名 (22.1%)、次いで「高校生以上」の 185 名 (17.3%)、「小学校高学年」の 178 名 (16.6%) であった。
- ・ 就寝する居室に関する回答のあったうち、最も多いかったのは「男女別に棟や階そのものを分けている」の 451 名 (42.1%)、次いで「棟や階は同じであるが男女のブロックに分けている」の 235 名 (22.0%) であった。
- ・ 担当している子どもの年齢とのクロスでは、「部屋も男女同室」との回答は、幼児で 70% と最も多く、小学校以降は小学校低学年で 3.0% との回答である。全体の傾向として年齢が高くなるほどブロックや棟も男女別との回答が多いが、年長でも「部屋は別だがブロック分けなし」や「ブロック分けしているが棟や階が同じ」との回答も一定見られている。
- ・ 施設内のトイレに関する回答のあったうち、最も多いかったのは「完全に男女別になっている」の 675 名 (63.1%)、次いで「一部男女共有部分がある」の 252 名 (23.6%)、「男女別になっていない」の 106 名 (9.9%) であった。
- ・ お風呂に関する回答のあったうち、最も多いかったのは「男女で使用する風呂が別になっており、風呂の位置も離れている。男女別に入浴」の 370 名 (34.6%)、次いで「男女で使用する風呂は別になっているが、風呂の位置は近接している。男女別に入浴」の 242 名 (22.6%)、「使用する風呂は男女共有であり、時間帯で分けるなどして男女別に使用している」の (21.7%) であった。
- ・ 入浴介助の態勢に関する回答のあったうち、最も多いかったのは「必要時は同性の職員のみが裸で入浴する」の 359 名 (33.6%)、次いで「必要時は同性の職員のみが着衣で入浴する」の 187 名 (17.5%)、「職員が入ることはない。子どもだけで入る」の 160 名 (15.0%) であった。
- ・ 入浴介助について子どもの年齢とのクロスをみると、上記の結果であった。それぞれの年齢で最も回答が多かったのは、幼児では「必要時には異性の職員も裸で入浴する」が、小学校低学年および高学年、中学生では「必要時は同性の職員が裸で入浴」が、高校生では「必要時は同性職員が裸で入浴」と「子どもだけで入浴」が多い結果である。
- ・ 洗濯場に関する回答のあったうち、最も多いかったのは「男女で使用する洗濯場が別になっており、位置も離れている」の 513 名 (47.9%)、次いで「使用する洗濯場は男女共有であり、男女一緒に使用している」の 251 名 (23.5%)、「使用する洗濯場は男女共有であり、適宜男女別に使用する」の 160 名 (15.0%) であった。

- ・ 建物内で職員の目の届きにくい場所（死角）となる場所の把握に関する回答のあったうち、最も多かったのは「施設内に予め認識している死角がある」の 846 名 (79.1%)、次いで「問題が起ったことで認識した死角がある」の 158 名 (14.8%)、「施設内に死角は存在しない」の 14 名 (1.3%) であった。
- ・ 平日で生活支援上問題が生じやすい時間帯に関する回答のあった 1048 名のうち、最も多かったのは「夕食後の自由時間」の 707 名 (67.5%)、次いで「午後の自由時間」の 512 名 (48.9%)、「就寝後の夜間」の 355 名 (33.9%) であった。
- ・ 性的問題が生じやすい時間帯に関する回答のあった 1013 名のうち、最も多かったのは「就寝後の夜間」の 585 名 (57.7%)、次いで「夕食後の自由時間」の 453 名 (44.7%)、「午後の自由時間」の 443 名 (43.7%) であった。
- ・ 問題が起きた時の緊急分離に関する回答のあったうち、最も多かったのは「静養室等、日常でも使用しているが緊急時には対応できる個室がある」の 587 名 (54.9%)、次いで「対応できる個室がなく、宿直室や居室調整等でやりくりして対応している」の 174 名 (16.3%)、「日常で使っていない、専用に使用できる個室が複数ある」の 148 名 (13.8%) であった。
- ・ 子どもの居室に関する回答のあったうち、最も多かったのは「3～4人部屋」の 396 名 (37.0%)、次いで「2人部屋」の 302 名 (28.2%)、「5～7人部屋」の 132 名 (12.3%) であった。子どもの居室を年齢とのクロスで見ると、幼児では 5～7 人か 8 人以上が多く、小学低学年小学高学年では 3～4 人部屋、中学校では 2 人部屋か 3～4 人部屋、高校生以上では 2 人部屋か個室 3～4 人部屋である。
- ・ 複数人居室（回答者数：910 名）での就寝時の寝具に関する回答のあったうち、最も多かったのは「一人ずつ独立したベッドや布団であるが、ベッド・布団の間は多少の距離のみで近接（2 段ベッドを含む）」の 538 名 (59.1%)、次いで「一人ずつ独立したベッドや布団であるが、ベッドや布団の間は距離なくくっついている」の 221 名 (24.3%)、「一人ずつ独立したベッドや布団があり、ベッド・布団の間は相当の距離や遮断物で明確に分離されている」の 93 名 (10.2%) であった。居室や就寝時の空間は、個人のバウンダリー形成やプライバシーの感覚を育む上でも意味のあることである。また性的問題行動のおこる時間帯は夜間就寝後に多いという調査結果との関連も踏まえたときに「一人ずつ独立したベッドや布団の状態ではない」や「一人ずつ独立したベッドや布団であるがベッドや布団の間は距離なくくっついている」のが高年齢児にも一定見られるという情況は、改善の方向性で考える必要性のある状況である。
- ・ 子どもの持ち物の管理に関する回答のあったうち、最も多かったのは「他児と物理的に区別されたスペース（その子だけの引き出しやタンス等）で持ち物を管理」の 790 名 (73.8%)、次いで「持ち物は他児との共有スペースで管理（名前シール等でスペースの区別はしているが、他児の目に常に触れる）」の 172 名 (16.1%)、「他児が触れない（施錠、職員管理等）区別されたスペースで個人の持ち物を管理」の 88 名 (8.2%) であった。
- ・ 子どもの担当職員に関する回答のあったうち、最も多かったのは「特に同性職員にするという方針はない」の 636 名 (59.4%)、次いで「同性職員を担当にしている」の 273 名 (25.5%)、「主担・副担のどちらかには同性職員がつく」の 143 名 (13.4%) であった。ただ、子どもの年齢とクロスした結果からは、中学生以上になると、「同性職員を担当にする」場合が多く、「特に同性職員にするという方針はない」のは、年齢が低い場合であることがわかる。また、この質問は、性的被虐待児あるいは性暴力被害児を対象とした場合という質問ではなかったため、この回答から